

傷害保険の参考純率【※】の改定（平成 21 年 5 月 19 日届出）を行いましたので、お知らせするとともに、改定内容について説明いたします。

【※】参考純率ってなに…？

損害保険料率算出機構では、火災保険、傷害保険、自動車保険などについて、参考純率を算出し、金融庁長官に届け出たうえで、会員保険会社に提供しています。

損害保険の保険料率は、「①純保険料率」と「②付加保険料率」で構成されています。

保険料率	①純保険料率	事故が発生したときに損害保険会社が支払う保険金についての保険料率です。
	②付加保険料率	損害保険会社が保険事業を営むために必要な経費等についての保険料率です。

- 上記の「①純保険料率」は、純保険料の総収入が総支払保険金と等しくなるように算出されます（これを「収支相等の原則」といいます。）。

そこで、「①純保険料率」の算出にあたっては、将来発生する事故によって支払われる保険金などを予測することが必要となります。

- このため、当機構では、会員保険会社から報告された大量のデータに基づき精度の高い保険統計を作成したうえで、これらの統計や保険数理を用いて、将来発生する事故によって支払われる保険金などを予測し、「①純保険料率」を算出しています。

当機構が金融庁長官に届け出た純保険料率は、会員保険会社を拘束するものではありませんが、会員保険会社は自社の経営判断に基づき、この純保険料率を参考にしたうえでこれを修正し、あるいはこの純保険料率を用いずに独自に純保険料率を算出することもできるようになっています。

この当機構が算出した「純保険料率」を参考純率といいます（損害保険料率算出団体に関する法律第 2 条第 1 項第 5 号、第 9 条第 1 項）。

➤当機構では、この参考純率を会員保険会社に提供するとともに、参考純率の水準の妥当性を定期的に点検し、事故の発生状況等によって、将来的に収入と支出に不均衡が生じると見込まれる場合には、その水準の見直しを行っています。

☆なお、「②付加保険料率」については、会員保険会社が独自に付加保険料率を算出しています。

※ 当機構の概要については、「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照下さい。

※ 参考純率の詳細については、「参考純率のあらまし」をご参照下さい。

→ これらの資料については、当機構ホームページ（URL： <http://www.nliro.or.jp>）に掲載しております。

改定内容の概要

- このたび傷害保険の参考純率を平均14.8%引き上げることにいたしました^(注)。
平成18年1月には、3.7%引下げを行ったのですが、平成19年度までの保険実績統計に基づいて今後の傷害保険の収支をみると、死亡・後遺障害保険金および通院保険金を中心に保険成績が悪化したためです。

(注) 保険の種類や個々の契約条件によって改定率(引上げ率・引下げ率)は異なります。

<参考純率の改定率>

届出年月日	平成18年1月27日	平成21年5月19日
改定率	-3.7%	+14.8%

※ 収支が悪化した理由は、平成18年に届け出た参考純率の算出時の見込みと比較すると、死亡・後遺障害保険金および通院保険金について支払保険金が増加したためです。

これは、後遺障害保険金をお支払いする件数が高齢者の方を中心として増加していること、通院保険金をお支払いする日数が長期化していること、また、保険会社各社において、事故発生時にお支払いできる可能性のある保険金をすべてご案内のうえ、お支払いするといった対応を充実させたことがその要因とみられます。

- 日常生活全般における傷害を補償する普通傷害保険、家族傷害保険の参考純率の平均改定率は、15.2%の引上げとなります。

<普通傷害保険、家族傷害保険 改定率の一例(※に記載の契約条件の場合)>

保険の種類	補償の対象となる方	本人の職種級別	改定率
普通傷害保険	本人	A級	+14.8%
	本人	B級	+16.2%
家族傷害保険	家族 ^(注1)	A級	+15.4%
	家族 ^(注2)	B級	+16.0%

(注1) 補償の対象となる方が、本人(職種級別A級)、配偶者およびその他の親族の場合

(注2) 補償の対象となる方が、本人(職種級別B級)、配偶者およびその他の親族の場合

※ 契約条件 保険金額
本人
死亡・後遺障害(800万円)
入院日額(5,000円)
通院日額(3,000円)
配偶者
死亡・後遺障害(500万円)
入院日額(3,500円)
通院日額(2,000円)
その他の親族
死亡・後遺障害(300万円)
入院日額(2,500円)
通院日額(1,500円)

- 交通事故による傷害を補償する交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険の参考純率の平均改定率は、12.3%の引上げとなります。

<交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険 改定率の一例（※に記載の契約条件の場合）>

保険の種類	補償の対象となる方	改定率
交通事故傷害保険	本人	+11.7%
ファミリー交通傷害保険	家族 ^(注)	+10.2%

(注) 補償の対象となる方が、本人、配偶者およびその他の親族の場合

※ 契約条件	
保険金額	
本人	死亡・後遺障害(1,000万円) 入院日額(6,000円) 通院日額(3,000円)
配偶者	死亡・後遺障害(1,000万円) 入院日額(5,000円) 通院日額(2,000円)
その他の親族	死亡・後遺障害(350万円) 入院日額(2,500円) 通院日額(1,000円)

- 日本国内旅行中における傷害を補償する国内旅行傷害保険の参考純率の平均改定率は、16.1%の引上げとなります。

- 海外旅行中における傷害等を補償する海外旅行傷害保険の参考純率の平均改定率は、13.9%の引上げとなります。

<海外旅行傷害保険 改定率の一例（※に記載の契約条件の場合）>

保険期間	改定率
6日	+10.0%
29日超～31日まで (1か月)	+12.8%
11か月超～1年まで (1年)	+16.5%

※ 契約条件	
保険金額	
傷害死亡	(2,500万円)
傷害後遺障害	(2,500万円)
疾病死亡	(1,500万円)
傷害治療費用	(2,000万円)
疾病治療費用	(2,000万円)
救援者費用等	(2,000万円)

(注) 傷害保険とは

傷害保険は、日常生活や交通事故等によって傷害を負った場合に支払われる保険です。参考純率を算出している傷害保険の種類には、主に以下のものがあります。

普通傷害保険、家族傷害保険

日常生活全般において傷害を負った場合に支払われる保険。

支払われる保険金の種類には、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金などがあります。

交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険

交通事故^(注)によって傷害を負った場合に支払われる保険。

支払われる保険金の種類には、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金があります。

(注)「交通事故」には自動車事故に加え、自動車以外の交通機関（電車など）による事故、乗客として駅構内にいる間の事故などを含みます。

国内旅行傷害保険

日本国内旅行中に傷害を負った場合に支払われる保険。

支払われる保険金の種類には、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金があります。

海外旅行傷害保険

海外旅行中に傷害等を負った場合に支払われる保険。

支払われる保険金の種類には、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、疾病死亡保険金、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金、救援者費用等保険金があります。